

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB事業場に雇用され、水揚げ人夫として就労していた。
- 2 請求人は、同日午後、冷凍魚の水揚げ作業中に船上クレーンから降ろされていたロープに誤って右足を引っ掛け、○m程度吊り上げられ負傷し、C病院に搬送され、「右股関節臼蓋亀裂骨折」と診断された。その後、請求人は、右大腿部に痛みを感じるようになったため、平成○年○月○日、同病院に受診し、「右大腿筋断裂（陳旧性）」（右股関節臼蓋亀裂骨折及び右大腿筋断裂を併せて、以下「原傷病」という。）と診断され、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 請求人は、治癒後障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、治癒後も消炎鎮痛等の処置等の治療を受けるとともに、労働者災害補償保険のアフターケア制度による投薬等の措置を継続していたが、右大腿部の筋肉の塊が腫れ上がり、痛みも酷くなったとして、平成○年○月○日、Dクリニックに受診しMRI検査を受け、これらの症状については、原傷病が再発したものであるとして、療養補償給付の請求をしたが、監督署長は、原傷病の再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をしたことから、請求

人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をし、棄却されたため、再審査請求をしたが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却している（平成２４年労第３３１号事件）。

さらに、請求人は、右大腿部後面の筋肉痙攣及び意識朦朧の症状が出現し、治療日以降に著しく症状が悪化したとして、平成○年○月○日にE整形外科に受診し、これらの症状は原傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したが、監督署長は、原傷病の再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をしたことから、請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をし、棄却されたため、再審査請求をしたが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却している（平成２５年労第４５９号事件）。

４ その後、請求人によれば、平成○年○月頃、夜も眠れないほどの疼痛が右大腿部に出現したとして、同年○月○日、F病院に受診し、「右大腿筋（ハムストリング）全断裂、術後後遺症、腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

５ 本件は、請求人が本件傷病は、原傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、本件処分の取消しを求める事案である。

６ 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第３ 当事者の主張の要旨

１ 請求人

（略）

２ 原処分庁

（略）

第４ 争 点

請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか。

第５ 審査資料

（略）

第６ 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日、F病院に受診し、原傷病が再発したとして、その費用請求を行った理由を、要旨、同年○月に入り、夜も眠れないほどの痛みが右ハムストリングスに出現し、痛みが我慢できなくなり、痛みを改善させるためには「脊髄刺激療法しかない」とG病院の医師に言われていたので、手術が可能なF病院に受診したと述べている。
- (2) H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、前回再発請求時に監督署長に提出した平成○年○月○日付け意見書記入時と比較して、請求人の症状の変化について「痛みの訴えに関しては大きな変化はなかった。」と述べている。当審査会としても、本件一件記録を精査したところ、決定書理由に説示のとおり、請求人が主張する症状は治癒時に比して症状の増悪を認めないと判断する。
- (3) 次に、本件請求に係る請求人の療養内容は「難治性かつ経過が長いことからブロックの効果は施行してみないとわからない旨を十分に話した上で、(中略)脊髄刺激療法の概要について説明のみを外来にて行っている。」というものであり、また、請求人の療養経過をみると、決定書理由に説示のとおり、疼痛緩和を目的とする対症療法等であって、その治療効果は不明であることから、当審査会としても再発の要件を充たすものとは認められないと判断する。
- (4) したがって、治癒時に比べて症状が悪化しているとはいえず、治療効果も認められないことから、本件傷病は原傷病の再発であるとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。